

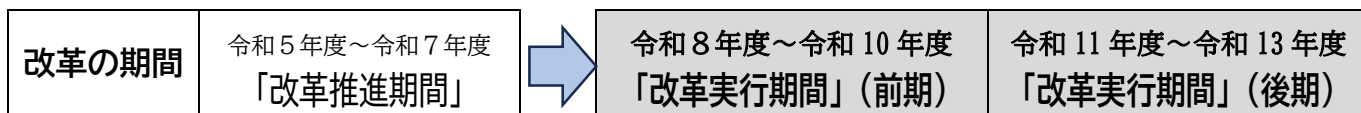
「鹿児島県部活動及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」概要

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての考え方を示すもの。

※ 義務教育である公立の中学校等が主な対象（「学校部活動の在り方」については中学校を主な対象とし、高等学校も対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

改革の理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。 ○ これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。 ○ 障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。 ○ 中学校等を設置する市町村が改革の責任主体となり、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ等の認定を行なうなど、着実に改革を進めることが重要。
--------------	---



※ 毎年進捗状況や取組の成果などについて確認

取組の方針	休日	<p>改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</p> <p>※ 現時点で着手していない市町村においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</p> <p>※ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進。</p>
	平日	<p>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進し、市町村において地域の実情等に応じた取組を実施。</p>
<p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。</p>		

II 学校部活動の在り方

<p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p>○部活動の方針の策定 ○指導・運営に係る体制の構築 ○部活動指導員等の配置や合同部活動の実施 ○勤務時間管理 ○業務改善 ○必要な研修の実施</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> <p>2 適切な指導及び安全・安心の確保</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p>○暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶 ○合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 ○競技ごとの指導手引きの普及・活用</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> <p>3 適切な活動時間・休養日等の設定</p> <p>【休 養 日】週2日以上を休養日を設定すること。 (少なくとも平日1日、土・日曜日1日以上を休養日とする。)</p> <p>【活動時間】1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。</p> <p>【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。</p> <p>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</p>
--

<p style="text-align: center;">Ⅲ 地域クラブ 活動の在り 方及び認定 制度</p>	<p>1 地域クラブ活動の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。 ○ 地域クラブ活動の具体的な実態形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。 <p>2 地域クラブ活動に関する認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技結果を主目的としたチーム等との区別や質の担保等のため、市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築する。 <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」</p> <p>【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会等への円滑な参加</p> <p>【主な要件】 適切な活動時間や休養日の設定、低廉な参加費、適切な指導の実施体制の確保、適切な安全体制・運営体制の確保、学校等との連携</p>
--	--

<p style="text-align: center;">Ⅳ 地域展開の 円滑な推進 に当たって の対応</p>	<p>1 推進体制の整備</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における体制整備 ○県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担 ○生徒が所属する中学校等との連携 ○関係団体等・大学・民間企業との連携 <p>2 各種課題への対応</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営団体・実施主体の整備等 ○指導者の確保・育成 ○活動場所の確保 ○活動場所への移動手段的確保 ○生徒の安全・安心の確保 ○障害のある生徒の活動機会の確保 <p>3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等</p>
---	--

<p style="text-align: center;">Ⅴ 大会・コン クールの在 り方</p>	<p>1 生徒の大会等の参加機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域クラブ活動等の参加促進等 <p>2 大会等の運営に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大会等の運営への従事 <p>3 生徒の大会等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熱中症対策等 <p>4 県大会をはじめとする大会等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なニーズを踏まえた大会等の開催等
--	---

<p style="text-align: center;">Ⅵ 関連する制 度の在り方</p>	<p>1 教員等の兼職兼業</p>
---	--------------------------